

2008年2月8日

別府市長 浜田 博 殿

大分県生活と健康を守る会連合会  
会長 福間健治

## 生活保護行政の改善を求める要望書

新聞報道によれば、別府市の50才代の女性が生活保護の受給開始時に辞退届の提出を事実上、強要され、約1ヶ月半後に、生活保護を打ち切られたのは違法と大分地裁に提訴しています。

女性は、生活保護費の受給が決定された際、市から「短期という条件で保護が認められました」と説明を受け、辞退届に署名捺印を求められたことも指摘されています。

また弁護士は、「県内でも、生活保護の辞退届を強要された人が多数いる」と、コメントしています。

辞退届による保護廃止は、生存権を規定した憲法25条や生活保護法をないがしろにする、違法きわまりないものです。

また、昨年9月6日の全国生活保護係長会議での厚生労働省社会・援護局保護課長通知「生活保護の適正な運営について」での、①福祉事務所が辞退届を強要してはならず、本人が辞退届を出す義務があると誤信して提出したものは、効力はなく、保護の廃止はできない。②保護の廃止決定に際しては、たとえば本人から自立の目処を聞き、窮迫状況に陥ることのないよう十分に留意することが必要。との見解にも抵触するものです。

さらに、別府市福祉事務所は、生活保護受給決定時に辞退届を書かせることについて「面接相談などの話の中で必要があれば渡すこともある」との姿勢は、生活保護の申請権、受給権を侵害するものです。短期の「条件付き」保護決定などは、住民の命と健康に責任をもつ、自治体としてはあってはならないことです。

憲法や生活保護法の基本理念を踏まえた生活保護行政に改善するために、下記の4点について要望いたします。

### 記

- 1、事件の全容を明らかにし、教訓を生活保護行政に生かすこと。
- 2、辞退届の強要による保護廃止はしないこと。
- 3、被保護世帯には活用できる制度を周知徹底すること。
- 4、生活保護申請書は、カウンターに備え付け、だれでも生活保護申請ができるよう、適切な助言をおこなうこと。